令和７年度農林関係税制改正の主な概要と令和８年度対策等について（メモ）

令和７年４月

全国農業会議所

1. 令和７年度農林関係税制改正の概要について
2. 農業経営基盤強化準備金制度の２年延長。（所得税・法人税）

農業経営基盤強化準備金制度は、青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積立てた場合、積立分を必要経費（損金）に算入できる。積立てた準備金及び交付金により、農用地又は農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳が可能（「国庫補助金等で所得した固定資産等）の圧縮額の損金算入（恒久措置）」と同様の措置）。

* + 令和７年度から農業経営基盤強化準備金制度を積立てる場合、地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須。

1. 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から1/3控除）の２年延長。（不動産取得税）
2. 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う税制上の所要の措置（複数税目）

　　 現行の農地所有適格法人が対象となっている各種税制特例について、国から農業経営発展計画の認定を受け、議決権要件の特例の適用を受ける農地所有適格法人についても引き続き対象とする。

1. アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人への出資制限の見直しに伴う税制上の所要の措置。（法人税、固定資産税）
2. 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充。（相続税・贈与税、不動産取得税）
3. 令和８年度農林関係税制改正等対策

　税制改革の動きならびに組織要望の積み上げを踏まえ、以下の対応を図るものとする。

１．税制改革に向けた対応

　適用期限の切れる特例措置については、近年、従来のような単純延長要望による対応では厳しい情勢が続いている。

　要望にあたっては、該当する特例措置の存続についての具体的な事例などを踏まえた要望であることが求められる。

２．改正要望の積み上げ

6月16日(月)までに、都道府県農業会議を通じて市町村農業委員会からの組織的な改正要望の積み上げを行う。

３．実態調査

必要に応じ、現場の実態把握調査等を行う。

４．組織要望の決定

都道府県農業会議会長会議等において与党税制調査会への提出に向けた組織要望の対応を決定する。

５．幅広い継続的な要望活動

　　　12月上中旬が想定される令和８年度税制改正大綱の決定までの間、政府税制関係国会議員等に対して幅広い要請活動に取り組む。